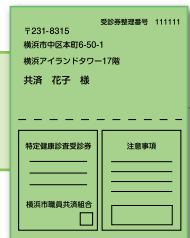


## 9. 予約方法 **D** 特定健診のみを受診する場合

一部の健診機関で、昨年度から予約方法が変更になっている場合があります。下記の予約方法をご確認の上、ご予約をお願いします。

受診券が届いた方が対象だよ！



▲受診券イメージ

### ステップ1 受診したい医療機関を決める



医療機関(かかりつけ医等)へ直接、「特定健診」が受診可能か確認してください。

- 特定健診実施機関は、当共済組合ホームページで確認できます。

URL <https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin>

→「特定健診(特定健康診査)(無料)」について

→特定健診(特定健康診査)実施機関一覧



当共済組合ホームページ

実施機関として掲載されていても、受診券を利用できない場合があります。予約時に、受診券を利用できるか必ず確認してください。

※当共済組合の指定健診機関(▶P2参照)の場合は、次のとおりご予約ください。

▶P2「特定健診」欄のマーク(○・■・×)をご確認ください。

○	▶P7 3の予約方法A・B・Cにて予約。 Cの方法で、健診機関に直接予約した場合は、予約内容の登録が必要。
■	下記ステップ2・3の手順で予約・受診(予約内容の登録は不要)。
×	特定健診は実施していません。

### ステップ2 医療機関へ直接予約する

受診したい医療機関に連絡し、次の2つを伝えてください。

- ① 「横浜市職員共済組合」の組合員または被扶養者であること
- ② 特定健康診査受診券を利用して「特定健診」を受診したいこと  
医療機関から受診券の契約とりまとめ機関名を確認された場合は、「集合契約Aと集合契約B」とお伝えください。

### ステップ3 受診する

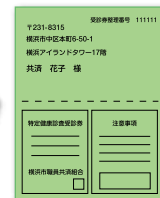
当日は必ず「特定健康診査受診券」と「保険証」をご持参ください。

受診券は、医療機関へ提出してください。

※受診する施設が対応している場合、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等により、保険証の提示が不要になることがあります。

対応状況は、各施設にお問い合わせください。

※保険証廃止後の対応は、当共済組合ホームページ等でご案内します。



受診券を紛失した場合は、再発行ができます。

申請方法は▶P18 よくある質問 Q20 をご確認ください。